

決議第 1 号

議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成28年3月4日

南風原町議会議長 宮城 清政

記

1. 平成28年度南風原町一般会計予算及び特別会計の件
 - (1) 目的 : 予算の審議
 - (2) 派遣場所 : 南風原町内
 - (3) 期間 : 平成28年3月7日 (月)
 - (4) 派遣議員 : 議員全員